

大川広域行政組合財政調整基金の管理に関する規則

〔平成 3 年 2 月 12 日〕  
規 則 第 1 号

改正 平成15年 4月 1日規則第 3号 平成16年 3月24日規則第 1号  
平成19年 3月29日規則第 1号 平成22年 3月25日規則第 2号

(趣旨)

第1条 この規則は、大川広域行政組合財政調整基金条例(平成3年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第5号)第7条の規定に基づき大川広域行政組合財政調整基金(以下「基金」という。)の管理に必要な事項を定めるものとする。

(保管の基本原則)

第2条 基金に属する現金の保管については、通常は金融機関に預金して安全に保管し、支払準備金に支障のない限り適時適正に預金による運用の利益を図ることを基本的な原則とする。

(基金に属する預金の名義)

第3条 基金に属する預金の名義は、組合の名義とし、その取扱者を会計管理者名とする。

2 出納及び保管は、管理者の通知により会計管理者が行うものとする。

3 基金に属する現金を定期預金にしている場合でも、その預金が満期になった場合の取扱いは、管理者から別段の指示がない限り会計管理者が切替えの手続きを行い、同時に当該利子額、利子計算期間等を事務局次長又は主管所属長に通知し、事務局次長又は主管所属長が調定の手続きをし、管理者の決裁を受けるものとする。

(有価証券に代える特例)

第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第2項の規定により、管理者が必要と認める場合、基金に属する現金を最も確実かつ有利な方法により有価証券に代えることのできるものは、国債、地方債その他政府の保証のある債券とする。

2 基金に属する有価証券の名義は、組合の名義とし、管理者の通知により会計管理者が出納及び保管する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則(平成15年4月1日規則第3号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月24日規則第1号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月29日規則第1号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月25日規則第2号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。